



# 社協だより「きずな」

発行: 福智町社会福祉協議会

令和3年7月号  
No. 173



## 愛の贈り物「ありがとうございました」

順不同敬称略

【令和3年5月16日～令和3年6月15日】

### ◆香典返し

#### 一寄附者一

窪井 忠義  
林 美恵子  
下田 勝江  
中山 安雄  
谷川 信行  
藤元 万里子  
大井 淳子  
久富 春美  
高木 香司  
鈴木 ゆずみ  
持丸 勝利  
高津 頼恵  
城野 常子  
福田 フミ子  
守田 裕一郎  
匿名

#### 一故人一

窪井 サカエ  
林 康政  
下田 實  
中山 嘉藏  
相部 靖子  
藤元 春海  
大井 鶴夫  
久富 アヤメ  
高木 継雄  
古賀 正敏  
持丸 由美子  
高津 幸子  
城野 博憲  
福田 得三郎  
守田 慶子  
2件

#### 一住所一

神崎笹尾  
市場猿田  
神崎2  
弁城浄万寺  
赤池ひまわり1  
金田平原  
金田宝見  
弁城久六  
伊方中古門  
伊方犬星  
弁城新町  
金田新町  
上野常福  
東金田松崎  
赤池西町1

以上 17件 250,000円

### ◆賛助会費

宇都宮 勝	5口	5,000円
匿名	11口	11,000円
以上 2件	16口	16,000円

### ◆一般寄附

方城自動車 谷口澄隆	30,000円
デイサービス生カユーカーリ園	2,000円
匿名	721円
以上 3件	32,721円

### ◆物品寄附

匿名 紙おむつ

### ◆物品寄附(フードバンク)

桑野 純江	米、調味料
匿名	缶詰、梅肉
匿名	缶詰他

※フードバンクとは、家庭や企業で食べきれずに捨てられてしまう食品の寄付を受け、生活困窮者等に無償で提供する活動です。

### ◆ふれあい基金

福祉バス内募金箱 61,333円

謹んで故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族のご芳志に深く感謝申し上げます。

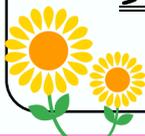
## 令和3年度「賛助会員」のご加入について

福智町社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の推進を皆様と共に行い、見守りネットワークの構築や安心・安全な地域づくり、人材育成等、地域支え合い体制づくりを進めています。また、ボランティア事業、きずなだよりの発行をおこなっています。

これらの事業は、皆様からの賛助会費によって支えられています。

どうぞご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

**賛助会費 1口 1,000円**



# 初盆祭壇の貸し出しについて



福智町社会福祉協議会では、初盆祭壇の貸出をおこなっています。

初盆祭壇一式貸出 15,000円

## 貸出具

- ・祭壇（横120cm×奥行90cm）
- ・後幕、位牌立て、写真立て、果物置き、線香立て、花瓶、ろうそく立て
- ※生花、盆提灯は別注となります。

7月1日より受付をいたします。  
設置につきましては、打ち合わせのうえおこないます。

地域福祉課 Tel : 22-3778



## 新規登録者募集

# 生活ボランティア養成講座を開催します！

テーマは「地域をつなげよう！お互いさまとありがとうの関係づくり」です。地域住民によるお互いさまとありがとうの関係をつくっていくために、あなたにできるボランティア活動、身近に取り組めるボランティア活動をはじめませんか？

### 生活Voの活動内容(例)

- ・病院への移動支援
- ・買い物の送迎
- ・ゴミ出し
- ・植木、花の水やり
- ・話し相手
- ・簡単な大工仕事 等

開催日：令和3年7月28日(水)  
時間：10:30~12:00  
場所：福智町社会福祉協議会 2階  
申込：地域福祉課 22-3778

すでに生活ボランティアにご登録されている方は対象となりませんのでご注意ください。今年度中に既登録者向けの講座を開催予定です。



# 心配ごと相談スケジュールについて



心配ごと相談では近隣トラブル、結婚・離婚問題、借金問題など様々な相談に応じています。相談料は無料、秘密は厳守いたしますのでご相談にお越しくください。

※新型コロナ感染拡大防止のため、状況によっては時間の短縮または中止になる場合があります。

※ご利用の際は必ずマスクの着用をお願いします。

※司法書士による特別相談は、予約制になりますので、希望される方は4日前までに社協窓口または電話にてお申込みください。 総務課Tel : 22-6631

— 7 月 —

開催日時	開催場所
7月1日(木) 10時~15時	人権のまちづくり館
7月8日(木) 10時~15時	福智町公民館 方城分館
7月17日(土) 10時~15時	金田社会福祉センター ※司法書士による特別相談

※12時~13時までは昼食休憩といたします。